

松江市原子力発電所環境安全 対策協議会からのお知らせ



No.1

平成18年1月1日

平成17年11月14日（月）に、
島根県市町村振興センターにおいて、
第1回松江市原子力発電所環境安全対
策協議会を開催しました。

発行：松江市総務部防災安全課原子力安全対策室

電話：0852-55-5616 FAX：0852-55-5617

本市は、平成17年3月31日に、旧鹿島町を含む1市7町村の合併により、全国でも初めて県都に原子力発電所が立地する県庁所在立地市となりました。

その結果、原子力防災対策の対象となる住民も、全国の他の立地自治体とは比較にならないほど増加しました。

今後は、20万市民の安全・安心を最優先に位置づけた原子力安全行政を推進してまいります。

これにあたり、本市では、広範な分野の皆様へ、原子力発電所に関する情報を提供するとともに、皆様からご意見をいただく場として『**松江市原子力発電所環境安全対策協議会**』を設置しました。



今回の会議が第1回目であることから、各種団体等からご推薦いただいた45名の皆様へ、委嘱状の交付を行いました。

また、島根原子力発電所に関して、松江市及び中国電力㈱から、次の4点について報告、説明をし、委員の皆様からご意見をいただきました。

- ①島根原子力発電所の運転状況について
- ②島根原子力発電所3号機建設工事について
- ③「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」について
- ④ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の採用に関する事前了解の申し入れについて

協議会の概要

1. 組織について

協議会は、設置要綱により50人以内の委員で組織し、平成17年11月14日現在の委員総数は、47名となっています。(内訳は、次のとおり)

区 分	内 訳	人数
市議会の議員 設置要綱第3条第2項 第1号委員	松江選挙区選出議員(1) 鹿島選挙区選出議員(2) 島根選挙区選出議員(1)	4
各種団体等の推薦を受けた者 設置要綱第3条第2項 第2号委員	漁業団体代表(6)、農業団体代表(1) 商工団体代表(3)、消防団代表(2) 労働団体代表(1)、女性団体代表(6) 医師会代表(2) 片岡原子力発電所対策協議会代表(1) 地域住民代表(16)、その他住民代表(2)	40
行政職員 設置要綱第3条第2項 第3号委員	島根県職員(1) 松江市長(1) 松江市助役(1)	3

2. 所掌事務について

原子力発電所の保守運営に伴う周辺環境の安全対策の推進及び市民の安全と健康の確保並びに市民の意見を原子力安全行政に反映するため、協議会では次の事項を取り扱います。

- ①環境の安全性を確認するため、必要な資料の収集及び調査
- ②環境放射能等の調査結果の把握及びその周知方法の検討
- ③その他協議会において必要と認める事項

※平成17年9月12日に、本市は、中国電力㈱からウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の採用(プルサーマル計画)に関する事前了解の申し入れを受けました。
この申し入れに伴い、今後の当協議会においても、十分説明をする予定です。

3. 会長及び副会長について

会長は、松江市長とし、副会長は、委員の中から会長が2名を指名します。第1回会議において、田中豊昭松江市議会議員、伊藤忠志松江市助役の両委員が副会長として指名されました。



松浦正敬 会 長 ※写真中央
田中豊昭 副会長 ※写真右側
伊藤忠志 副会長 ※写真左側

4. その他

- ・協議会に関する庶務は、総務部防災安全課原子力安全対策室で行います。
- ・協議会の会議は、少なくとも年1回開催し、原則公開により行います。